

調布市議会改革検討代表者会議第3回会議日程

- 1 資料の説明について 【資料 9】・【資料10】

- 2 検討・協議事項 【資料11】
 - (1) 議会基本条例について 【資料11の1P】 【資料12】
 - (2) 議会専門用語等をわかりやすい表現・言葉で 【資料11の2P】
 - (3) 本会議場への会計管理者の出席について 【資料11の2P】
 - (4) 委員会の公開について 【資料11の3P】
 - (5) 委員会席配置変更について 【資料11の3P】 【資料13】
 - (6) 本会議における対面演壇の設置について 【資料11の4P】
 - (7) 一問一答方式の導入について 【資料11の4P】
 - (8) 議会日程等の事前決定及び公表について 【資料11の5P】【資料14】

- 3 提案内容の確認等について
 - 災害時における議員対応を明確にするための申合せ事項の作成

- 4 その他

資料 9 : 各委員（会派）別提案書 資料10 : 分野別提案事項一覧表 資料11 : 座長案検討・協議事項 資料12 : 議会基本条例案検討の進め方について 資料13 : 委員会席配置変更案 資料14 : 議会日程等の事前決定及び公開に伴う課題等

■ 自由民主党創政会 林委員	説 明	具体的提案事項
1 開かれた議会のために	<p>①議会独自のホームページ開設する</p> <p>②議会日程等の事前決定・公表・公開</p> <p>③委員会、全員協議会のオンライン中継</p> <p>④本会議場、委員会室の傍聴者の利便性向上</p>	<p>a 陳情文書票のホームページ掲載</p> <p>b 行政視察・研修視察報告書のホームページ掲載</p> <p>c 市政調査費使用状況のホームページ掲載</p> <p>a 一般質問日程の事前決定・公開</p> <p>b 本会議開会予定時間の事前公開</p> <p>c 常任委員会開会時間の原則決定と公開</p> <p>a オンライン動画配信サービスを利用した常任委員会の中継実施に向け推進する。</p> <p>a 本会議場に車いすスペースの設置</p> <p>b 託児・手話サービスの事前予約による提供</p> <p>c 委員会を原則公開するとともに、満員の際の別室(401会議室等)での音声対応による対応の申し合わせ。</p> <p>d 本会議インターネット中継の市内公共施設等での放映</p>
2 議会の活性化に向けて	<p>①本会議の活性化に向けて</p> <p>②委員会の活性化に向けて</p> <p>③議会全体の活性化に向けて</p>	<p>a 本会議場の対面演壇(質問席)の設置</p> <p>b 一般質問の一問一答制導入</p> <p>c 緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける。</p> <p>d 上程時質疑の文書通告と事前公開</p> <p>e 諸報告(特別委員会、組合議会等)の口頭報告</p> <p>f 本会議への会計管理者の出席</p> <p>a 常任委員会の席配置変更(コの字型等)により議員間の議論をしやすくする。</p> <p>b 委員会視察先決定方法等の検証</p> <p>a 議会基本条例の制定</p>

■ 自由民主党創政会 林委員	説 明	具体的提案事項
3 円滑で効率的な議会運営のために	①議会審査の充実と効率性を高めるために	<p>a 議案等資料デジタルデータ化の推進</p> <p>b 国・都への意見書提出陳情の取扱は本会議即決又は会派配付により議員提出議案とする</p> <p>c 委員長報告拡充に伴う陳情・請願採決方法の検証</p> <p>d 代表質問・一般質問時のパソコン等を利用した資料提示についての検討</p> <p>e 市外郭団体の議会報告拡大と説明書類の充実</p> <p>f 一般質問の順序の見直し(くじ引きでの順番決定)</p>
4 議会の公正な運営のために	<p>①会派(交渉団体)について</p> <p>②議員定数の削減</p> <p>③市長、教育委員会が任命、委嘱する各種委員について</p>	<p>a 交渉団体(会派)は2名以上とする。(例:代表質問、幹事長会議、議運は交渉団体が参加資格の要件)</p> <p>b 1つの議案に対する会派の意見表明は1とする。</p> <p>a 議員定数の削減</p> <p>a 市長、教育委員会が任命、委嘱する各種委員の報酬を受けない。</p>
	a議案等資料のデジタルデータ化の推進を図ることにより、資料整理の効率性を高めるとともに、ペーパーレス化による紙資源の節減にも寄与する努力を行う。	
	b国、東京都への意見書提出を求める陳情・請願の取り扱いは、本会議即決、又は各会派への配付により議員提出議案とする。	
	e市外郭団体について議会報告の拡大(監理団体10関与団体2、その他関与団体14、合計26団体へ)、と議案関連説明書類の充実を図る。	
		a 交渉団体(会派)は2名以上とする。(例:代表質問、幹事長会議、議運は交渉団体が参加資格の要件)
	厳しい財政状況を鑑み、議会自ら行革に向けた姿勢をしめすべく議員定数を削減する。	b 1つの議案に対する会派の意見表明は1とする。
	市民の負託を受けた二元代表制における議会議員としての報酬を受けている立場を踏まえ、議員は、原則として委員報酬を受けないこととする。	a 議員定数の削減
		a 市長、教育委員会が任命、委嘱する各種委員の報酬を受けない。

■ 民主・社民の会 井上委員	説 明	具体的提案事項	
1 本会議における 質疑について	①一般質問質疑について	一般質問を対面式、一問一答形式とし、反問権を あたえる。	①一般質問を対面式に ②一問一答形式とし、反問権を付与
	②上程時質疑について	市長提出議案の上程時質疑における通告制と時 間制限の実施	①上程時質疑における通告制と時間制限
	③委員長報告関連について		①委員長報告は審査結果のみとする。 ②委員長報告に対し、賛成・反対・討論を行えるようにし、時間制限(1分)を設ける。
2 議会運営・位置 づけについて	①議会運営委員会について	議会運営委員会は、法令の定めに基づき、運営 についても議会運営全般を所管事項とする。(先 例申し合わせ事項も議会運営委員会の所管事項 とする)	①法令の定めに基づき、運営についても議会運営全般(先例・申合せ含む)所管する
	②議会基本条例の制定について		①議会基本条例の制定
3 傍聴者への対応 について	①委員会傍聴者への対応について		①傍聴者が多く、入りきれなかった場合の別室の準備 ②予約制の手話通訳・要約筆記・保育施設の整備
4 その他	①議員配付資料の簡素化・電子データ化		①配付資料の簡素化・電子データ化(市議会議録配付は会派1冊＋希望者に変更)
	②災害時における議員対応の明確化		②災害時における議員対応明確化申合せ事項の作成
	③議場の開放等		③議場の開放などフィルムコミッションへの議会の協力

■ 公明党 小林委員	説 明	具体的提案事項
1 市民にわかりやすい議会ルール	①議会基本条例の制定	①議会基本条例の制定 ②議会基本条例策定のための研修 ③アンケート調査・パブリックコメント・特別委員会
2 市民にわかりやすい議会運営	①通年議会	①通年議会の提案
	②一問一答	①一問一答、一括質問いずれも選ぶことのできる規定を盛り込む。
3 市民からよく見える議会活動	①委員会の出前議会	②委員会の出前議会
	②議会報告会	①議会報告会
4 市民が直接参加する議会	①議会として直接市民の声を聞く	①議会として直接市民の声を聞く議会ふれあいミーティングの実施
5 議会の権能強化	①行政への監視機能強化	①行政への監視機能強化
	②政策提言機能強化	②政策提言機能強化

■ 日本共産党 雨宮委員		説 明	具体的提案事項
1 議会基本条例の制定		調布市議会の本来的あり方や、機能、議員としてのあり方などの基本的な事項を定めるものとする。	①議会基本条例の制定
		この条例の策定に当たっては特別委員会の設置が望ましいと考える。	②特別委員会の設置が望ましい。
2 議会の在りようについての基本的確認	①少数会派の意見尊重	議会制民主主義、及び公平性の立場から、従来通り少数会派の意見を尊重すること。	①少数会派の意見尊重
	②1人会派の呼称		②幹事長会議等における呼称「オブザーバー」をやめ、複数会派同様「幹事長」とする
3 予算、決算特別委員会の設置		予算、決算の審議に当たっては特別委員会を設置し、市長をはじめとする特別職出席のもとに総括的な質疑を行い、詳細な議論は各所管常任委員会(現行方式)で行う。	①予算・決算審議は特別委員会を設置し市長等出席のもと総括質疑・詳細は所管常任委員会(現行方式)で行う
4 審査方法の改善	委員会審査方法の改善	質疑・討論によって各会派の態度を明らかにする。	①1日1常任委員会開催とし、必要に応じ特別職の出席を求めることができる ②委員会での議論は、理事者への質疑中心から議員同士の対角討論へ移行 ③委員会室における議員テーブルの配置をロ型にする。 ④議員提出議案(意見書)は本会議上程時、質疑討論を認める ⑤議案についての討論申し出があった場合は原則認める ⑥本会議場(委員会室)でパネル等補助資料(機材)を使用する場合は議長(委員長)に申し出る。 ⑦代表質問の答弁に対して再質問をし、又は「まとめ」をすることができる
5 陳情・請願について	陳情・請願について		①陳情・請願に係る署名については、印・拇印が無いものについては、当該委員会にその数を報告する ②陳情・請願について、提出者から趣旨説明を希望する申し出があった時は、説明を受けることができる
6 市民により開かれた市議会をめざして			①土・日・夜間視議会の開催 ②常任委員会・特別委員会は公開を原則とする ③常任委員会も本会議と同様な手法(インターネット中継)に準じて市民に公開する ④市議会主催で地域報告会を開く ⑤本会議場のバリアフリー化を図る(車椅子対応) ⑥保育室設置、子どもが静穏を維持することを条件に同伴傍聴を認める
7 その他	事務局機能の強化について		①事務局機能の体制を強化し、法務、調査能力の向上を図る

■ みんなの党調布 高橋委員	説 明	具体的提案事項
1 解りやすい本会議へ	①議会専門の用語の見直し ②議案・審議資料の開示 ③本会議場へのP-C等ツール導入 ④質問、討論等のルールの見直し ⑤特別委員会の設置 ⑥質問者席の設置 ⑦一問一答制の導入	①議会専門の用語の見直し ②議案・審議資料の開示 ③本会議場へのプレゼンテーションツール(PC&ソフト、プロジェクター、OHPなど)の導入 ④上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論その内容と時間制限の見直しを ⑤予・決算特別委員会、事案特別委員会の設置 ⑥質問者席の設置(理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席。従来手法との選択制も視野に) ⑦一問一答制の導入(段階的には再質問からでも)
2 より市民に近づき、関心を持ってもらえる議会へ	①常任委員会、特別委員会の出前審議	①常任委員会、特別委員会の出前審議
3 より広く、より丁寧な広報展開へ	①「市議会だより」の充実 ②議会中継手法の見直し ③議員紹介 ④議会スケジュール・議案開示	①市議会だよりの充実(市報とセット、新たなメディアの活用促進) ②議会中継手法の見直し、委員会の中継(インターフェース見直し・u-streamライブ等) ③議員紹介には各自保有メディアを必掲(サイトURL、twitterアカウント、FBページなど) ④議会スケジュールと同時に議案も事前に開示→会期日程をホームページ掲載・傍聴者配付
4 議会活動の効率化・ペーパーレス化		①事務局・議会間の事務連絡、理事者側からの資料のペーパーレス化・電子化を早急に
5 議会のより深い審議、提言(提案)力アップへ	①議員全員の行政現場体験義務付け ②市政調査費の大幅アップを要求	①議員全員の行政現場体験を義務付け(1年に1現場1週間の実務体験) ②市政調査費の大幅アップを要求(政治・行政の先進事例習得、市民への広報)

■ 元気派市民の会 大河委員	説 明	具体的提案事項
1 議会チェック機能の充実	①予算・決算特別委員会の設置 ②1日1委員会の開催 ③本会議での委員長報告 ④議員間の自由討議 ⑤議員研修の実施 ⑥議会事務局職員研修の実施 ⑦会派制度のあり方 ⑧議会の召集権を議長が行使できるように ⑨特別委員会の設置について	①予算・決算特別委員会の設置 ②1日1委員会の開催 ③本会議での委員長報告は、審査結果だけでなく経過についても省略せず説明すること。 ④議員同士が活発な議論ができるよう委員会室机配置も検討しつつ合意形成を図り政策提案できるように ⑤議員研修の実施(適宜適切な研修計画をたて実践する。議会改革研修も併せて実践する) ⑥議会事務局職員研修の実施(法務・政策提案を可能とする研修や調査補助研修等) ⑦多様な市民意見を反映する観点からも議員間の公平性等に配慮し少数会派の意見尊重する ⑧議長が、議会の召集権を行使できるようにする ⑨平成25年からスタートする基本構想に際し、議会としても特別委員会を設置し審議する
2 議会への市民参加について	①議会報告会・意見交換会の開催 ②土日・夜間議会の開催 ③各委員会の原則公開 ④傍聴の推進と傍聴環境の改善 ⑤請願・陳情の理由を提出者に聞ける場を ⑥ホームページの充実・委員会録画中継	①議会報告会・意見交換会の開催 ②土日・夜間議会の開催 ③本会議と同様に各委員会の公開を原則とすること ④議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき、車椅子での傍聴が可能となるよう施設を改善すること。 ⑤請願・陳情者の提案理由について、提出者に直接聞く場を設けること ⑥ホームページを充実し、傍聴や請願・陳情方法等わかりやすい案内、子どもにもわかるホームページを作成する。各委員会の録画中継も実施する。
3 議会基本条例の制定	①議会基本条例の制定	調布市議会としての議会の基本原則、議会への市民参画などの基本を定める議会基本条例を特別委員会を設けて制定する。 ①議会の基本原則・市民参画などの基本を定める議会基本条例制定のための特別委員会設置

■ 生活者ネットワーク ドウマンジュ委員	説 明	具体的提案事項
1 議会基本条例制定	①議会基本条例の制定	①議会有志による特別委員会を設置し、議会基本条例素案を作成する。 議会基本条例制定のための特別委員会は、傍聴を認め、傍聴者からも意見を求める。 議会基本条例素案は、市民説明会、パブリックコメント、公聴会、シンポジウム等市民参加機会を。
2 情報公開	①情報公開を進め、市民に開かれた議会	①議会広報特別委員会を設置し、情報公開のあり方を検討し実行する。 ②地域の中で議会報告会・意見交換会を開催する。 ③夜間・土日議会を開催する ④傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進める(本会議場等車椅子傍聴可能・手話・要約筆記) ⑤議会・行政用語を市民にわかりやすいように改善する ⑥広域連合・一部事務組合などの議会報告を行う
3 議会運営	①議長に議会招集権 ②常任委員会の活性化 ③陳情・請願の提出者が説明する機会の設置 ④議員間の自由討議 ⑤議員研修・勉強会の開催 ⑥少数会派意見の尊重 ⑦議員特権をなくす ⑧議会事務局体制の強化	①議長に議会招集権を持たせる ②1日1常任委員会の開催とし、市長等特別職も出席する 委員会のインターネット中継を行う ③陳情・請願の提出者が希望する場合や、委員会が必要と認めた場合には、直接説明をする機会を設ける。 ④議員間の自由討議を図る(委員会など議員間の自由な討議により合意形成を図る) ⑤議員研修・勉強会を開催する(財政分析・議会基本条例など、政策づくりに即した研修を実施) ⑥議会制民主主義にのっとり、少数会派の意見を尊重する ⑦議員特権をなくす(委員会・審議会などの報酬を廃止する) ⑧議会事務局の体制を強化する(調査・研修サポート機能・議員提出条例等法務執務向上)

分野	分類項目	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由	民主	公明	日本	みんな	元気	生活	
				創政	の	党	共産	の	派	者	
	※ 分類項目により重複する			会	社		党	党	市	ネ	
									民	ッ	
										ト	
① 議会基本条例	議会基本条例の制定について ※100	1	議会基本条例の制定	○	○	○	○		○	○	
		2	議会基本条例策定のための研修			○				○	
		3	アンケート調査・パブリックコメント・特別委員会			○					
		4	条例策定にあたっては特別委員会の設置が望ましい				○				
		5	議会の基本原則・市民参加などの基本を定める議会基本条例制定のための特別委員会設置							○	
		6	議会有志による特別委員会を設置し、議会基本条例素案を作成する								○
		7	議会基本条例制定のための特別委員会は、傍聴を認め、傍聴者からも意見を求める								○
		8	議会基本条例素案は、市民説明会、パブリックコメント、公聴会、シンポジウム等市民参加機会を								○
② 会派について	会派について	9	交渉団体（会派）は2名以上とする	○							
		10	代表質問・幹事長会議・議会運営委員会は交渉団体が参加資格の要件	○							
		11	1議案に対する会派意見は1とする	○							
		12	議会制民主主義・公平性の立場から少数会派の意見尊重				○				
		13	多様な市民意見を反映する観点からも議員間の公平性等に配慮し少数会派の意見尊重する						○		
		14	議会制民主主義にのっとり、少数会派の意見を尊重する							○	
		15	幹事長会議における呼称「オブザーバー」をやめ、複数会派同様「幹事長」とする				○				
③ 議会と市民との関係	市民参加について	16	議会報告会			○					
		17	議会報告会・意見交換会の開催						○		
		18	地域の中で議会報告会・意見交換会を開催する							○	
		19	委員会の出前議会			○					
		20	常任委員会、特別委員会の出前審議					○			
		21	議会として直接市民の声を聞く議会ふれあいミーティングの実施			○					
		22	市議会（機関）として、一定エリアをカバーする地域議会報告会を開催する				○				
		23	土・日・夜間市議会の開催				○				
		24	土日・夜間議会の開催						○		
		25	夜間・土日議会を開催する							○	
④ 傍聴者への環境整備	傍聴者の利便性向上について ※55 公開について ※56	26	本会議場に車いすスペースの設置	○							
		27	本会議場のバリアフリー化を図る（車椅子対応）				○				
		28	車椅子での傍聴が可能となるよう施設を改善すること						○		
		29	事前予約による託児・手話サービスの提供	○							
		30	保育室を設置するか、ないしは子どもが静穏を維持することを条件に同伴傍聴を認める				○				
		31	予約制手話通訳・要約筆記・保育施設整備		○						
		32	常任委員会開会時間の原則決定と公開	○					○		
		33	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする				○			○	
		34	本会議と同様に各委員会の公開を原則とすること						○		
		35	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする（ただし、秘密会は担保する）				○				
		36	傍聴満席時における別室音声対応	○	○						
		37	傍聴者・ネット等視聴者に、議案・審議資料をわかりやすく提供					○			
		38	議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること						○		
39	傍聴者にとってのユニバーサルデザインを進める（本会議場等車椅子傍聴可能・手話・要約筆記）							○			

資料 10

分野	分類項目	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由民主党	民主・社会	公明党	日本共産党	みんなの党	元気派市民	生活者ネット	
				創政会	の社			調布	の会	ワー	
⑤ 陳情・請願	陳情・請願について	40	陳情・請願に係る署名については、印・拇印が無いものについては、当該委員会にその数を報告する				○				
		41	陳情・請願について、提出者から趣旨説明を希望する申し出があった時は、説明を受けることができる				○				
		42	請願・陳情者の提案理由について、提出者に直接聞く場を設けること						○		
		43	国・都への意見書提出陳情・請願の取扱は本会議即決又は会派配付により議員提出議案とする	○							
		44	陳情・請願の提出者が説明をする機会を設ける							○	
⑥ 広報・聴能の充実	情報公開検討 議会ホームページについて	45	議会広報特別委員会を設置し、情報公開のあり方を検討し実行する							○	
		46	議会独自のホームページを開設する	○							
		47	陳情文書票のホームページ掲載	○							
		48	行政視察・研修視察報告書のホームページ掲載	○							
		49	市政調査費使用状況のホームページ掲載	○							
		50	議会スケジュールと同時に議案も事前に開示→会期日程をホームページ掲載・傍聴者配付					○			
		51	ホームページを充実し、傍聴や請願・陳情方法等わかりやすい案内、子どもにもわかる内容に						○		
		52	市議会だよりの充実（市報とセット、ポスティング、新たなメディアの活用促進）					○			
		53	一般質問日程の事前決定・公開	○							
		54	本会議開会予定時間の事前公表	○							
	※32 ※38 常任委員会等の動画配信	議会日程等の事前決定・公開	55	常任委員会開会時間原則決定・公開	○					○	
			56	議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること						○	
			57	常任委員会等の中継動画配信サービスを利用した常任委員会中継の試行。将来的には中継実施。	○						
			58	常任委員会も本会議と同様な手法（インターネット中継）に準じて市民に公開する				○			
			59	議員紹介には各自保有メディアを必掲（サイトURL、twitterアカウント、FBページなど）					○		
			60	議会議中継手法の見直し、委員会の中継（インターフェース見直し・u-streamライブ等）					○		
			61	各委員会の録画中継を実施すること						○	
			62	委員会のインターネット中継を行う							○
			63	本会議ネット中継を市内公共施設で放映	○						
※121	議案等資料について	64	議案等資料デジタルデータ化の推進	○							
		65	議員配付資料の簡素化・電子データ化（市議会議録配付は会派1冊＋希望者に変更）		○						
		66	事務局・議会間の事務連絡、理事者側からの資料のペーパーレス化・電子化を早急に					○			
		67	議会専門の用語の見直し					○			
		68	理事者へ現行資料の見直しも提言					○			
		69	議会・行政用語を市民にわかりやすいように改善する							○	

分野	分類項目 ※ 分類項目により重複する	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由	民主	公明	日本	みんな	元気	生活
				創政	の社	党	共産	の党	派市	者ネ
				会	民		党	調	の会	ット
⑦ 議会と市長・執行部との関係	議場改善等について	70	本会議場における対面演壇（質問席）の設置	○						
		71	一般質問を対面式に		○					
		72	質問者席の設置（理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席。従来手法との選択制も視野に）					○		
	一問一答形式	73	議場の開放（フィルムコミッション協力）		○					
		74	一般質問の一問一答制導入	○						
		75	一問一答形式とし、反問権を付与		○					
		76	一問一答、一括質問が選択できる規定の整備（反問権も付与する）			○				
		77	一問一答制の導入（段階的には再質問からでも）					○		
	上程時質疑	78	上程時質疑の文書通告・事前公開	○						
		79	上程時質疑における通告制と時間制限		○					
		80	上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論その内容と時間制限の見直しを					○		
	本会議場における報告等	81	諸報告（特別委員会・組合議会等）の口頭報告	○						
		82	広域連合・一部事務組合などの議会報告を行う							○
		83	市外郭団体（監理10、関与2、その他関与14合計26団体）の議会報告拡大と議案関連説明書類の充実	○						
		84	議員提出議案（意見書）は本会議上程時、質疑討論を認める				○			
	本会議場における資料等	85	代表・一般質問時のパソコン等による資料提示の検討	○						
		86	本会議場（委員会室）でパネル等補助資料（機材）を使用する場合は議長に申し出る				○			
		87	本会議場へのプレゼンテーションツール（PC&ソフト、プロジェクター、OHPなど）の導入					○		
	その他	88	代表質問の答弁に対して再質問をし、又は「まとめ」をすることができる				○			
89		本会議場への会計管理者の出席	○							

分野	分類項目	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由 創民主 政会党	民主 の社 民党	公 明 党	日 本 共 産 党	み ん な の 党 調 布	元 気 派 市 民 の 会	生 活 者 ネ ッ ト ワ ー ク
⑧ 議 会 の 機 能 強 化 へ 向 け て	通年議会	90	通年議会（年1回首長が議会を招集し、議長判断で休会・再開を繰り返す）の提案			○				
	議長の議会招集権	91	議長が、議会の招集権を行使できるようにする						○	
		92	議長に議会招集権を持たせる							○
		93	議案についての討論申し出があった場合は原則認める				○			
		94	一般質問順序の見直し（くじ引きでの順番決定）	○						
		95	緊急質問の許可基準に客観的基準を設ける	○						
	議会運営委員会について	96	議会運営委員会は、法令の定めにより準拠し、運営についても議会運営全般（先例・申合せ含む）所管事項とする		○					
	議会の権能強化	97	行政への監視機能強化			○				
		98	政策提言機能強化			○				
	議員研修	99	議員研修の実施（適宜適切な研修計画をたて実践する。議会改革研修も併せて実践する）						○	
	※2	100	議員研修・勉強会を開催する（財政分析・議会基本条例など、政策づくりに即した研修を実施）							○
	活発な議論をするために	101	常任委員会席配置（コの字）変更	○						
		102	議員同士が活発な議論ができるよう委員会室机配置も検討しながら自由討議できるように						○	○
		103	委員会での議論は、理事者への質疑中心から議員同士の対角討論へ移行を目指す				○			
		104	委員会室における議員テーブルの配置を口型にする				○			
		105	議員間の自由討議を図る（委員会など議員間の自由な討議により合意形成を図る）							○
	委員会審査方法の改善	106	1日1常任委員会開催とし、必要に応じ特別職の出席を求められることができる				○			
		107	1日1常任委員会の開催とし、市長等特別職も出席する							○
		108	1日1委員会の開催						○	
	委員長報告について	109	委員長報告は審査結果のみとする。		○					
	110	本会議での委員長報告は、審査結果だけでなく経過についても省略せず説明すること						○		
	111	委員長報告に対し、賛成・反対討論を行えるようにし、時間制限（1分）を設ける		○						
	112	委員長報告拡充に伴う陳情・請願採決方法の検証	○							
	113	委員会視察先決定方法等検証	○							
予算・決算等特別委員会設置	114	予算・決算特別委員会の設置（特別職出席し総合的視野の審議を特別委員会で、詳細は所管委員会で）				○				
	115	予・決算特別委員会、事案（議会基本条例・基本構想等）特別委員会の設置（特別職出席・詳細は各所管委員会で審議する）						○		
	116	予算・決算特別委員会、事案特別委員会の設置					○			
	117	平成25年からスタートする基本構想に際し、議会としても特別委員会を設置し審議する						○		

分野	分類項目 ※ 分類項目により重複する	提案番号	分野別提案事項一覧表	自由	民主	公	日	み	元	生	
				創	の	明	本	ん	気	活	
				政	社	党	共	な	派	者	
				会	会		産	の	市	ネ	
							党	党	民	ッ	
								調	会	ト	
								布	の		
								の	会		
								党	民		
⑨ 事務局体制	事務局について ※66	118	事務局機能の体制を強化し、法務、調査能力の向上を図る				○				
		119	議会事務局職員研修の実施（法務・政策提案を可能とする研修や調査補助研修等）						○		
		120	議会事務局の体制を強化する（調査・研修サポート機能・議員提出条例等法務執務向上）								○
		121	事務局・議会間の事務連絡、理事者側からの資料のペーパーレス化・電子化を早急に					○			
⑩ その他	議員定数の削減 委員報酬について	122	議員定数の削減	○				○			
		123	市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員の委員報酬を原則受けない	○							
		124	議員特権をなくす（委員会・審議会などの報酬を廃止する）								○
		125	災害時における議員対応を明確にするための申合せ事項の作成		○						
		126	議員全員の行政現場体験を義務付け（1年に1現場1週間の実務体験）					○			
		127	市政調査費の大幅アップを要求（政治・行政の先進事例習得、市民への広報）					○			
合 計		127		33	12	10	22	18	22	21	

座 長 案

第3回代表者会議提案
(平成23年11月17日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	論 点				座 長 案	方向性
			予算	主旨・目的	根拠規定等	課 題 等		
1. 議会基本条例について								
① 議会基本条例	1	議会基本条例の制定		議会の基本理念や議員の責務及び活動原則等を条例に定めることにより、議会の役割を明らかにする。		<input type="checkbox"/> 議会の総意として、議会基本条例を検討し、制定していくことの確認 <input type="checkbox"/> 条例案検討の方法 <input type="checkbox"/> 条例案の内容の検討	<input type="checkbox"/> 条例の検討・制定に向けて、多くの委員（会派）から提案されていること、また、調布市議会として必要性があるとの認識から議会基本条例制定に向けた取り組みをしていく。 <input type="checkbox"/> 検討方法として、議会改革検討代表者会議で検討していきたい。（資料1 2参照） <input type="checkbox"/> 検討は、今回提案されている議会改革検討項目を先に協議し、合意された項目ごとの方向性を確認する。各項目ごとの方向性を積み上げ、条例案の素案に活用していく。	■ 二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定める条例を検討・制定する。 ■ 議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負担にこたえ、市民福祉の向上に寄与する。
	2	議会基本条例策定のための研修						
	3	アンケート調査・パブリックコメント・特別委員会	○					
	4	条例策定にあたっては特別委員会の設置が望ましい						
	5	議会の基本原則・市民参加などの基本を定める議会基本条例制定のための特別委員会設置						
	6	議会有志による特別委員会を設置し、議会基本条例素案を作成する						
	7	議会基本条例制定のための特別委員会は、傍聴を認め、傍聴者からも意見を求める						
	8	議会基本条例素案は、市民説明会、パブリックコメント、公聴会、シンポジウム等市民参加機会を	○					

座 長 案

第3回代表者会議提案
(平成23年11月17日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	論 点			座 長 案	方向性	
			予算	主旨・目的	根拠規定等			課 題 等
2. 議会専門用語等をわかりやすい表現・言葉で								
⑥ 広報・ 広聴機能の 充実	67	議会専門の用語の見直し		わかりやすい用語に努めることにより、市民に議会活動をわかりやすくする。	□議会及び理事者側双方の共通認識と努力が必要である。	□可能な限り専門用語を使わず、わかりやすい用語にするよう努める。必要なときは用語解説等補足説明をする。 □議会としての共通認識をもち理事者側にも要望していく。	■議会における資料や用語等は、わかりやすく簡潔・明瞭な表現に努めるものとする。	
	68	理事者へ現行資料の見直しも提言						
	69	議会・行政用語を市民にわかりやすいように改善する						
3. 本会議場への会計管理者の出席について								
⑦	89	本会議場への会計管理者の出席		市長直轄の会計事務責任者出席の必要性	先例・申し合わせ(説明員の出席)	□先例・申合せ事項では、「説明員の出席は、原則部長職以上とする」としている。	□市の会計事務をつかさどる会計管理者の出席は必要であるとの認識から、理事者側に出席要請していく。	■本会議に説明員として出席する市長の補助職員は、議長が必要と認めた場合は出席を求めることができる。

座 長 案

第3回代表者会議提案
(平成23年11月17日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	論 点			座 長 案	方向性	
			予算	主旨・目的	根拠規定等			課 題 等
4. 委員会の公開について								
④ 傍聴者への環境整備	32	常任委員会開会時間の原則決定と公開		常任委員会等は、原則公開とし、開かれた議会を目指す。	委員会条例 委員会傍聴規則	<input type="checkbox"/> 現行では、制限付き公開（会議冒頭で委員長が傍聴者の扱いの了承を取っている。）となっているが、実態としては公開となっている。 <input type="checkbox"/> 議会運営委員会の了承 <input type="checkbox"/> 規定の整備	<input type="checkbox"/> 常任委員会・特別委員会は、実態として公開となっていることから、規定の整備を図り、原則公開とする。 <input type="checkbox"/> 直近の定例会から実施していく。	■ 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則公開とする。
	33	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする						
	34	本会議と同様に各委員会の公開を原則とすること						
	35	常任委員会・特別委員会は公開を原則とする（ただし、秘密会は担保する）						
5. 委員会席配置変更について								
⑧ 議会の機能強化へ向けて	101	常任委員会席配置（コの字）変更		① 議員間における、自由・活発な議論ができる環境整備 ② 委員間による自由討議へ活性化を図る。		<input type="checkbox"/> 議員相互の自由かつ活発な討議を進めるため、全員協議会室及び委員会室の機の配置を変更する。（資料13参照） <input type="checkbox"/> 直近の定例会から実施していく。	■ 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければならない。	
	102	議員同士が活発な議論ができるよう委員会室机配置も検討しながら自由討議できるように						
	103	委員会での議論は、理事者への質疑中心から議員同士の対角討議へ移行を目指す						
	104	委員会室における議員テーブルの配置をロ型にする						
	105	議員間の自由討議を図る（委員会など議員間の自由な討議により合意形成を図る）						

座 長 案

第3回代表者会議提案
(平成23年11月17日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	論 点			座 長 案	方向性
			予算	主旨・目的	根拠規定等		
6. 本議会における対面演壇の設置について							
⑦ 議会と市長・執行部との関係	70	本会議場における対面演壇（質問席）の設置	○	質問者は、答弁を求める者に向かって質問をすることが基本である。	<input type="checkbox"/> 対面演壇の演壇等設置に要する経費 <input type="checkbox"/> インターネット中継上、対面演壇質問者の音声をインターネット中継に接続等に要する経費 <input type="checkbox"/> 対面演壇の使用内容 <input type="checkbox"/> 導入実施時期	<input type="checkbox"/> 必要最小限の経費で早急に対面演壇を設置し、本会議場における対面式質問方式を導入していく。 <input type="checkbox"/> 対面演壇の使用は、一問一答方式との関連から一般質問時に使用する。 <input type="checkbox"/> 導入時期は、整備が整え次第、直近の定例会から導入していく。	■議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において行う。
	71	一般質問を対面式に	○				
	72	質問者席の設置（理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席。従来手法との選択制も視野に）	○				
7. 一問一答方式の導入について							
⑦ 議会と市長・執行部との関係	74	一般質問の一問一答制導入		①質疑（質問に対する答弁）や論点が明確になる。 ②議論の活性化が期待される。	<input type="checkbox"/> 一般質問通告時における質問内容の具体化・明確化が必要 <input type="checkbox"/> 一般質問における反問権の扱い <input type="checkbox"/> 導入実施時期 <input type="checkbox"/> 一問一答方式における議長の議事整理確認	<input type="checkbox"/> 議場における一般質問質疑は、一問一答方式で行う。 <input type="checkbox"/> 反問権は、議長の許可を得て市長等特別職に限り付与する。 <input type="checkbox"/> 質問通告時に、質問内容が具体的にわかる通告とするよう努める。 <input type="checkbox"/> 実施時期については、早期に実施する。	■市政の課題に関する論点を市民に明らかにするため、一般質問は一問一答方式の方法により行うものとする。 ■市長等は、議員の質問に対して議長の許可を得て反問することができる。
	75	一問一答形式とし、反問権を付与					
	76	一問一答、一括質問が選択できる規定の整備（反問権も付与する）					
	77	一問一答制の導入（段階的には再質問からでも）					

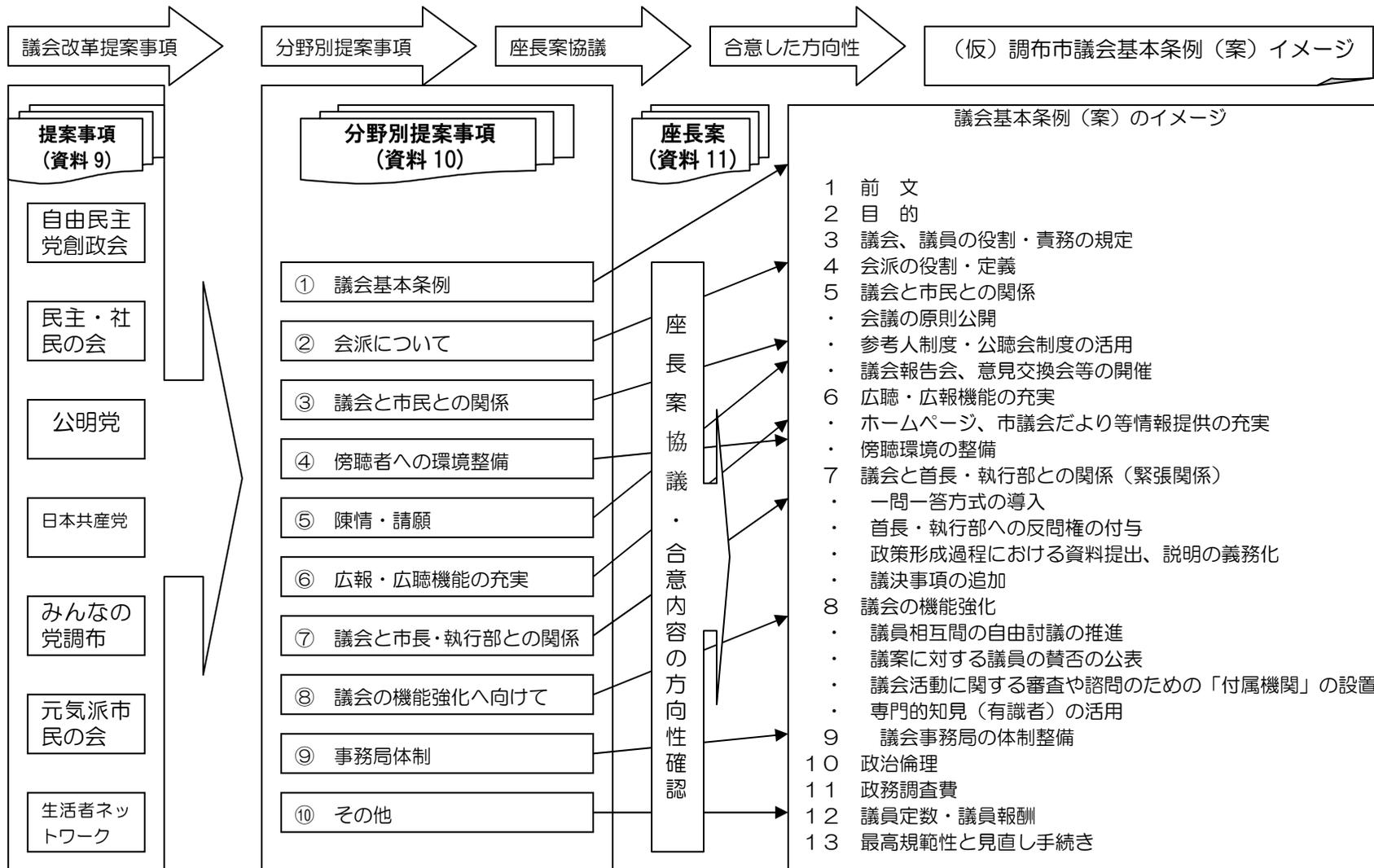
座 長 案

第3回代表者会議提案
(平成23年11月17日)

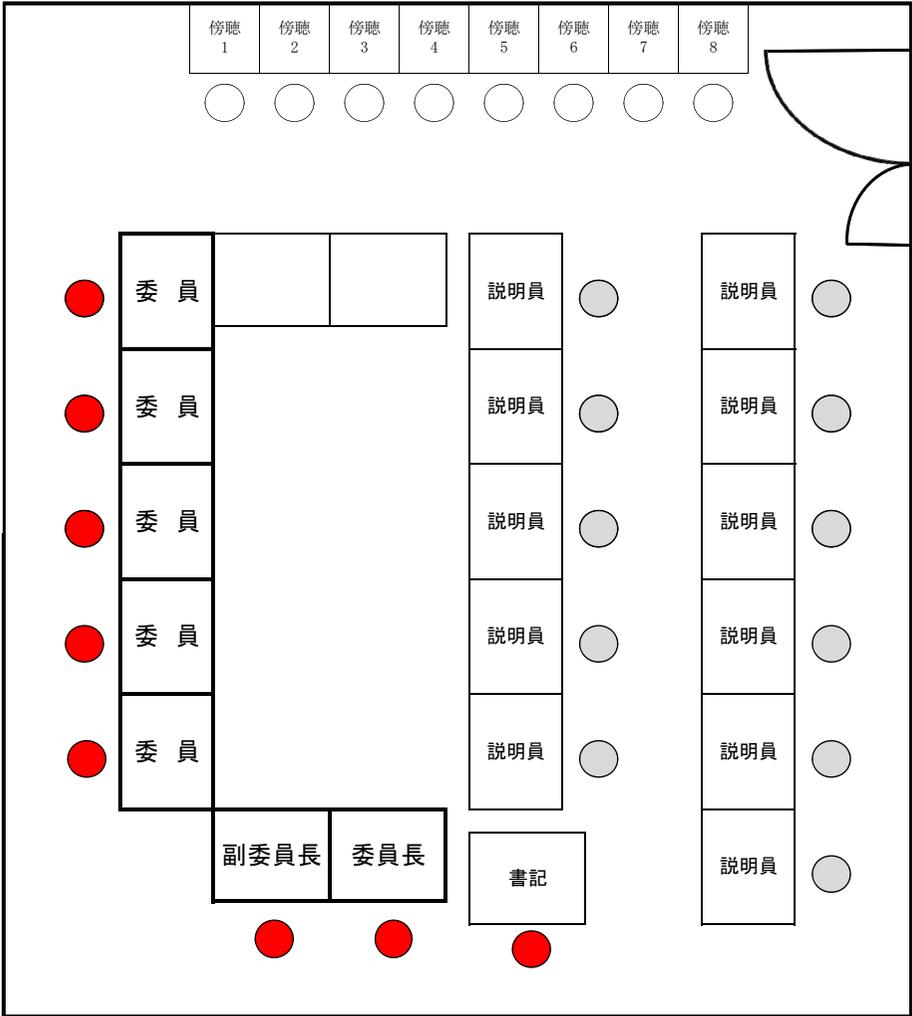
分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	論 点			座 長 案	方向性
			予算	主旨・目的	根拠規定等		
8. 議会日程等の事前決定及び公表について							
⑥ 広報・ 広聴機能の 充実	53	一般質問日程の事前決定・公開		議会日程を事前決定し公表することにより開かれた議会及び議会活動の情報提供が推進される。	<input type="checkbox"/> 議会運営委員会の了承が必要 <input type="checkbox"/> 事前決定・公開していく内容	<input type="checkbox"/> 議会日程を事前に原則決定し公開していく。 <input type="checkbox"/> 公開時期は、各定例会前段・後段の議会運営委員会終了後とする。 <input type="checkbox"/> 公開内容は、会期・本会議・委員会開会日時・一般質問質問者・順番・通告内容・上程時質疑・内容・次期定例会招集日等とする。 (資料14参照)	■ 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時間を傍聴者等に説明するように務める。
	54	本会議開会予定時間の事前公表					
	55	※32 常任委員会開会時間原則決定・公開					
	56	※38 議会日程を確定し、手話通訳の導入や保育つき傍聴を実現すること					
⑧	94	一般質問順序の見直し(くじ引きでの順番決定)		公平性を保つ	<input type="checkbox"/> 質問の順番を意識することから、通告締切直前に通告手続きをする質問者が多くなり、質問内容等の確認が一時期に集中してしまう。	<input type="checkbox"/> 一般質問の順番は、公平性を保つことからくじ引きにおいて順番を確定する。 (資料14参照)	■ 一般質問の順番は、公平性を保つため、くじ引きにより決定する。
⑥	47	陳情文書票のホームページ掲載		情報公開・情報提供の推進		<input type="checkbox"/> 陳情及び請願は、原則公開とする。 (資料14参照)	■ 陳情及び請願は、原則公開とする。
⑦ 議会と市長・ 執行部との 関係	78	上程時質疑の文書通告・事前公開		①事前文書通告をすることにより、議会日程を明確にし、公開することができる。	<input type="checkbox"/> 文書による事前通告手続き <input type="checkbox"/> 時間制限	<input type="checkbox"/> 上程時における質疑をする者は、文書による事前通告の手続きをする。 <input type="checkbox"/> 質疑時間の制限は必要である。 制限時間については、協議したい。 (資料14参照)	■ 議案上程時における質疑をしようとする者は、事前に所定の通告手続きをする。
	79	上程時質疑における通告制と時間制限					
	80	上程時質疑、代表質問、委員会報告への討論その内容と時間制限の見直しを					

議会基本条例(案)検討の進め方について

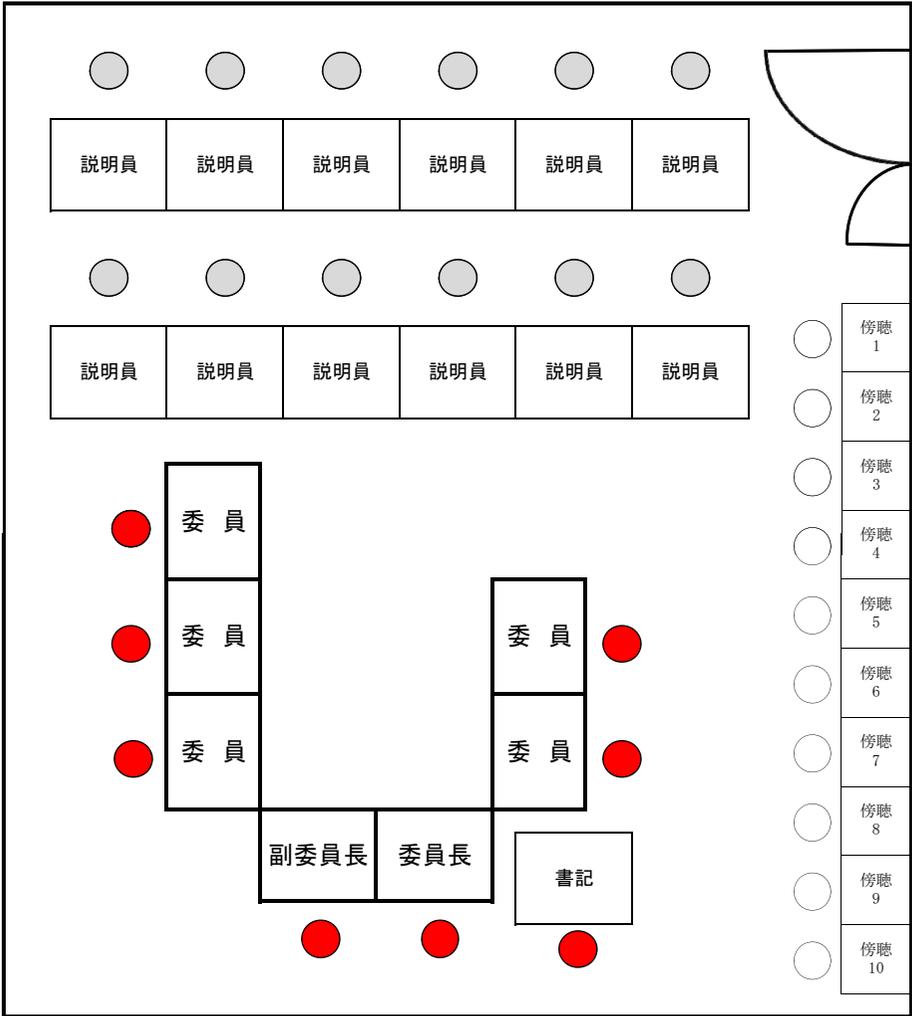
資料12



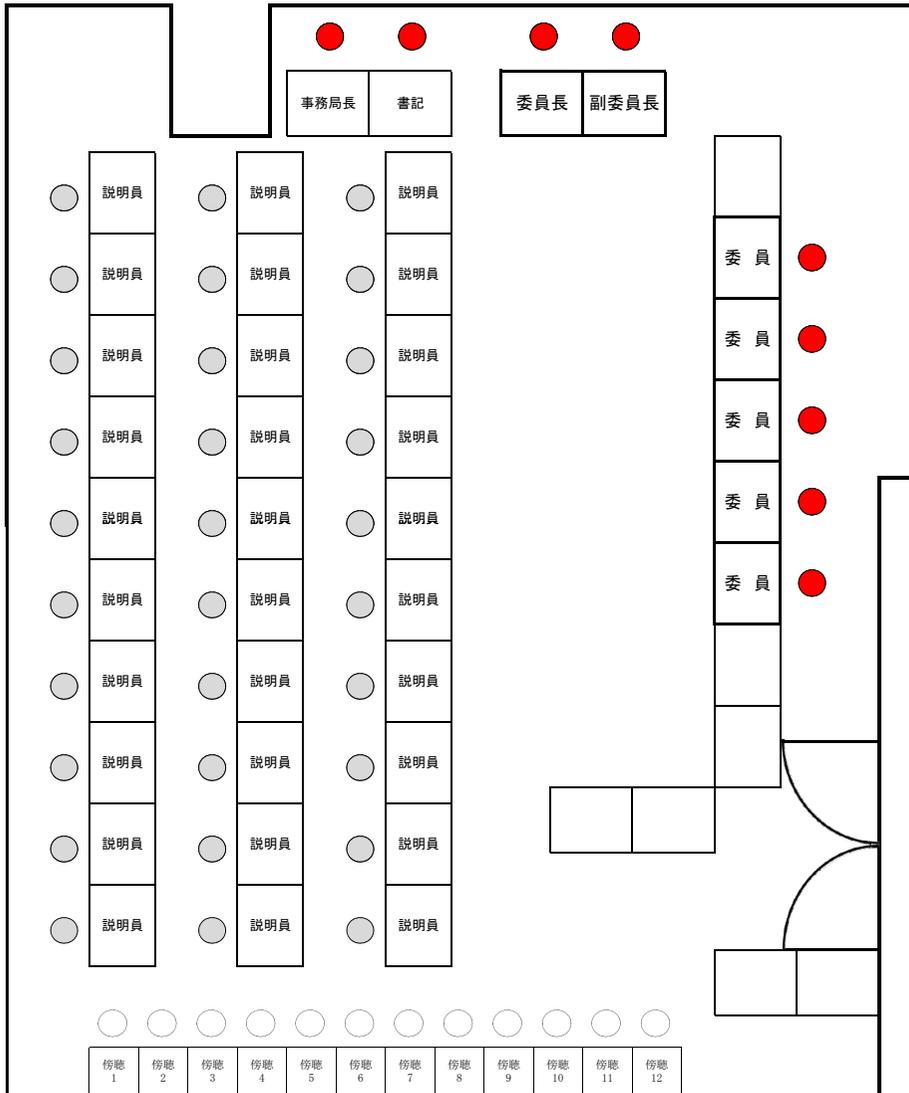
委員会室配置図



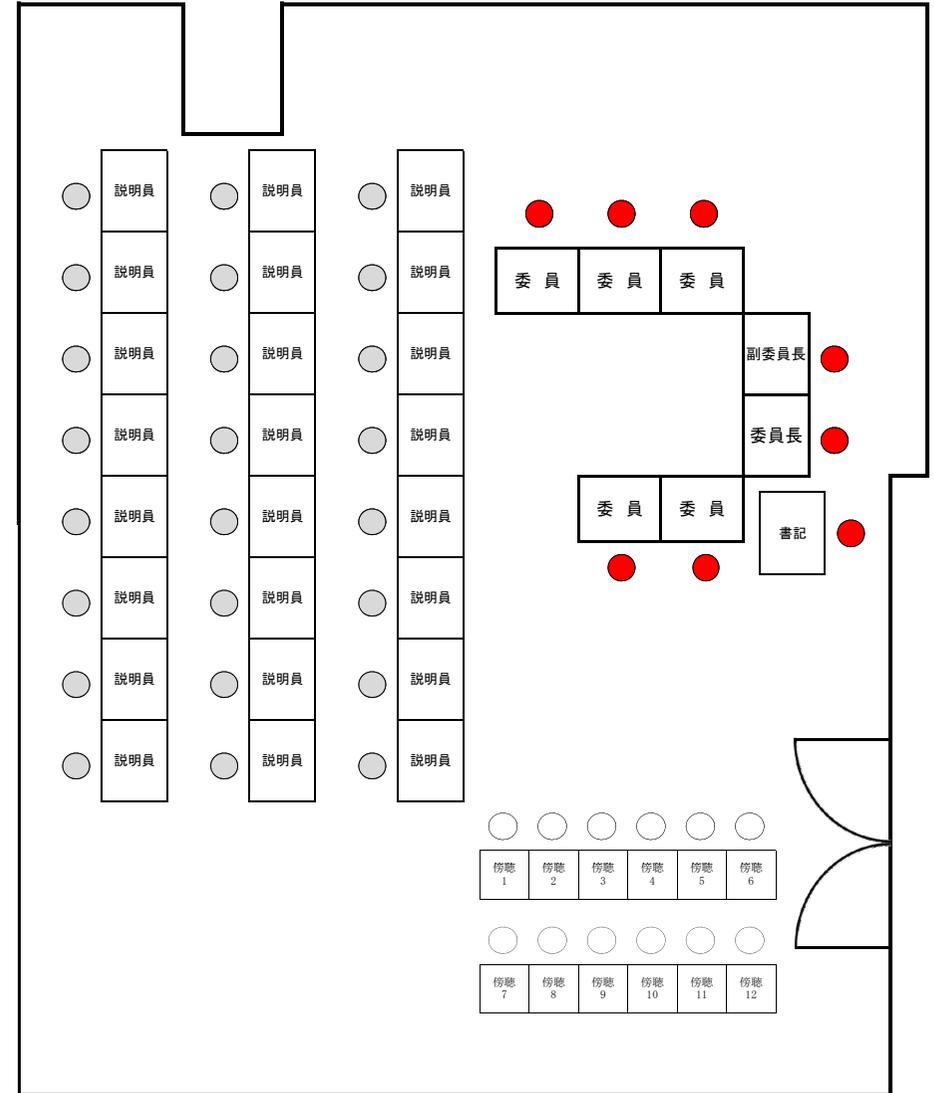
変更(案)



全員協議会室配置図



変更(案)



議会日程等の事前決定及び公開に伴う課題等

1 議会日程のホームページ公開状況

No	掲 載 項 目	掲 載 時 期	提 案
1	招集日	前定例会中決定後	
2	会期日程	開会前の議会運営委員会にて決定後	
3	本会議開会時間	開会日当日インターネット中継画面	2 - (1)
4	常任委員会開会日時	一般質問最終日委員長会議後	2 - (1)
5	一般質問者・会派名・質問順	通告〆切後	
6	一般質問通告内容	定例会初日	
7	一般質問者の質問日時		2 - (2)
8	陳情名・議案名	定例会初日	
9	陳情文書表	次期定例会前(会議録付属資料として)	2 - (3)
10	上程時質疑要旨		2 - (4)
11	議員提出議案(意見書等)	定例会最終日	
12	議案等議決結果	閉会后	

2 公開に伴う提案事項

(1) 本会議・常任委員会の開会時間の事前決定・公開【提案 No54, 55】

本会議の開会時間については、従前から当日の朝、正副議長、議会運営委員会正副委員長が協議し決定していた。現在は、暫定的に会期前の議会運営委員会後に決定し、事前公開している。また、常任委員会の開会時間については、一般質問の最終日に各委員長による会議を開催し、委員会の開会時間を決定しているが、それぞれの開会時間を申し合わせにより固定化することにより、会期日程の決定後に開会予定時間も公開できる。

(2) 一般質問を行う議員の質問日の事前決定・公開【提案 No53】

一般質問は、議会運営委員会において期間を決定し、通告順に行うが、その日に何人まで行うかは、進行具合を確認しつつ、正副議長、議会運営委員会正副委員長の協議によりその都度決定している。これを議会運営委員会までに決定し、当該委員会で報告、了承後に公表することにより、傍聴者やインターネット視聴者への利便性向上につながるのと同時に質問議員及び理事者側の準備期間もより明確になる。

なお、一般質問の関係では、これまで通告順としていた質問順番を公平性担保の観点から、くじ引きにより決定してはとの提案【No94】も出されている。質問の順番を意識して受付時間を調整するようなこともなくなり、受付事務も円滑になることから併せて実施していきたい。

(3) 陳情文書表の公開【提案 No47】

提出された陳情については、定例会初日に「陳情名」のみを公開している。陳情内容については、過去に個人の誹謗中傷に係る内容もあったことから、ホームページ上の公開については、慎重な取扱いをしてきたが、「審査になじまない陳情書について」その取扱いを定めたこと。また、会議録の付属資料として会議録検索システム上での公開も開始しており、定例会の上程にあわせての公開に問題ないと判断。

(4) 上程時質疑の通告制の導入【提案 No78 他】

現在、議会事務局の事前の確認により、行っている議案等上程時の質疑について一般質問同様、議会運営委員会開催前に通告期限を設け、書面によりその内容を通告することとする。

これにより、議会運営委員会において、上程時質疑の有無を確認可能となるとともに、ホームページにおいて通告の内容も事前公開が可能となる。